

意見書

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成20年8月8日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成20年9月3日

主任審理官 森下 浩行

記

第1 意見

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

一 26.1MHz を超え 28MHz 以下、29.7MHz を超え 41MHz 以下又は 146MHz を超え 162.0375MHz 以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合することを定めること。（第9条の2関係）

二 当該データ伝送装置の占有周波数帯幅の許容値を定めること。（別表第2号関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

26.1MHz を超え 28MHz 以下、29.7MHz を超え 41MHz 以下又は 146MHz を超え 162.0375MHz 以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局に使用するための特定無線設備の電波の型式に、A二D電波を追加すること。（第2条の第1号の13関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(3) 周波数割当計画の一部変更案

ア 変更の内容

400MHz 帯の小電力業務用（小電力セキュリティシステム用）の無線局の業務に海上移動を追加することに伴い、規定の変更を行うもの。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案等の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、小型船舶データ伝送システムの導入に係る関係規定の整備を行うものである。従来、小型漁船をはじめとする小型船舶は、アナログの音声通信のみ可能だったが、今般、既存の通信設備に付加することによりデータ通信を可能とする装置の技術的条件について、情報通信審議会から答申をいただいたことから、当該技術的条件に係る関係規定の整備を行うものである。

小型船舶データ伝送システムの内容としては、大きく2つの機能があり、1つ目は、転落の事故発生時、転落者の身につけた小型発信器から船舶に搭載された無線設備を介し、海岸局へ自動的に緊急事態を連絡することを可能とするものである。2つ目は、漁船群等船団として航行する船舶局においては、専用ディスプレイに各船舶の位置等の情報を表示し、僚船の位置情報を迅速かつ的確な伝達を可能とするものである。

本システムの導入にあたっては、データ伝送装置の2つの機能を単独でも同時でも共通に使用できるよう、データ伝送装置の技術的条件を定め、及び利用者の負担軽減を図り、当該データ伝送装置を技術基準適合証明とするため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

周波数割当計画の一部変更案については、関係省令の改正に併せ、転落者の身につけた船員用小型発信器について、既に陸上において導入されている400MHz帯小電力セキュリティシステムを海上でも利用可能とするため、周波数割当計画を変更するものであり、400MHz帯(420-430MHz)の小電力業務用(小電力セキュリティシステム用)の無線局の業務に海上移動を追加するものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案等に関し、下表のとおり、利害関係を有する4者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案等に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛否	備考
社団法人全国漁業無線協会	賛成	
社団法人全国船舶無線工事協会	賛成	
社団法人電波産業会	賛成	
水洋会	賛成	

第3 理由

本件は、海上移動業務の無線局に使用するデータ伝送装置の導入に伴い、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正し、併せて400MHz帯小電力セキュリティシステムについて、海上での利用を可能とするため周波数割当計画の一部を変更するものである。

平成19年度における船舶から海への転落者は197人(うち一人乗りの漁船からのものが93人)にのぼっており、転落者から船舶へ、さらには海上保安庁、漁業組合等へ自動的に緊急事態を通報することが可能なシステムが求められている。また、漁船等の船団

操業において、各船舶の位置情報を迅速かつ的確に僚船や海岸局に伝達して、安全航行を確保するシステムが求められている。

このような状況から、情報通信審議会において、「簡易型AIS及び小型船舶救急連絡装置等の無線設備に関する技術的条件」について審議が行われ、本年6月、一部答申が行われた。今回の改正は、転落事故発生時、転落者が身につけている小型発信器から船舶局を介して海岸局へ自動的に通報することを可能とするシステムの導入、また、船団内の僚船や海岸局の間において位置情報を伝送するシステムの導入について、関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線設備規則の改正案では、26.1MHz～28MHz、29.7MHz～41MHz又は146MHz～162.0375MHzの周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置の技術基準を定めているが、これは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案では、26.1MHz～28MHz、29.7MHz～41MHz又は146MHz～162.0375MHzの周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局に使用するための特定無線設備の電波の型式に、A二D電波を追加し、その審査方法を定めているが、これは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

周波数割当計画の変更案では、400MHz帯の小電力業務用（小電力セキュリティシステム用）の無線局の業務に海上移動を追加しているが、これは情報通信審議会の答申を踏まえ、既に陸上において導入されている400MHz帯小電力セキュリティシステムの周波数を海上においても使用できるようにするものであり、適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、船舶の航行安全の向上に資するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。